

4.3.7 削除

不要になった申請前の情報を削除します。

参照 ▶ 申請済情報の削除 → 「4.3.10 破棄依頼」

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果6件中 1-6件表示 表示件数 10件 50件 100件

選	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関 1	利用可能日
<input checked="" type="radio"/>		新規 申請前	-	タイ	青果物(国)	○○農産物 C	本添付 [削除]	G00010616			
<input type="radio"/>		新規 申請前	-	インドネシア	水産食品	○○水産物 B	本添付 [削除]	G00010614			
<input type="radio"/>		新規 申請前	-	インド	水産食品	○○水産物	本添付 [削除]	G00010591			
<input type="radio"/>		新規 申請前	-	ネーデルラント	水産食品	ネーデルラント水産食品 施設	本添付 [削除]	G00010589			
<input type="radio"/>	2023-12-22 13:45:33	新規 申請中	手数料納付済	タイ	青果物(国)	○○農産物	本添付	G00010615		北海道農畜事務所	
<input type="radio"/>	2023-12-08 09:55:57	新規 修正依頼	電子納付済 [確認]	インドネシア	水産食品	○○水産物	本添付 [削除]	G00010590		北海道農畜事務所	

< 1 >

参照登録 修正 **削除** 申請 参照 破棄依頼 認定後変更 認定後廃止

手数料納付方法変更

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 削除する情報を選択し、[削除]をクリックする

削除確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請削除確認画面

以下の申請書を削除します。よろしいですか？

申請情報

認定国	タイ
認定品目	青果物(国)
申請者	○○株式会社
申請番号	G00010616
状況	申請前

実行

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 内容を確認し、[実行]をクリックする

施設認定申請削除完了画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請削除完了画面

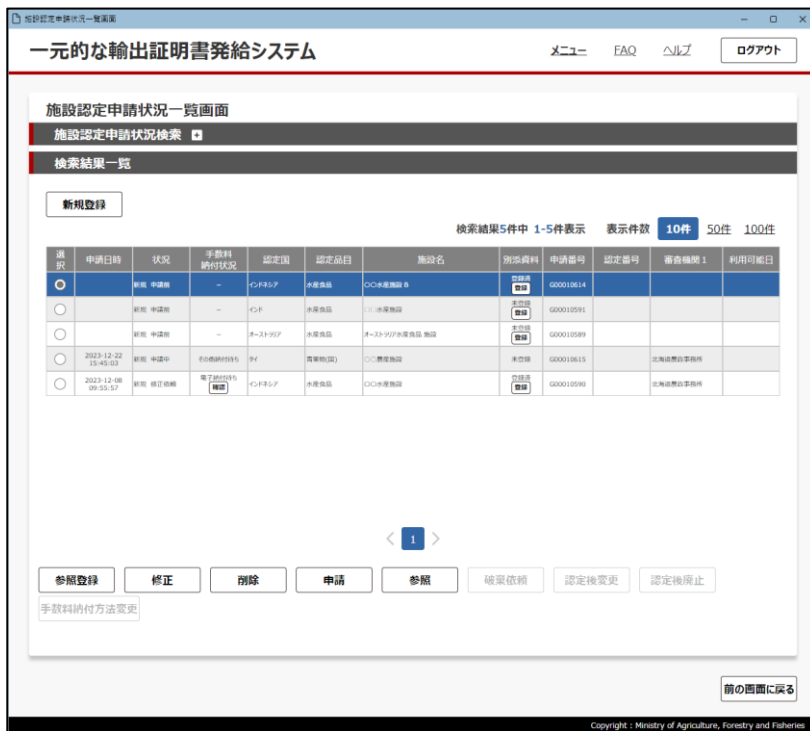
削除が正常に終了しました。

OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 [OK] をクリックする

施設認定申請状況一覧画面に戻ります。

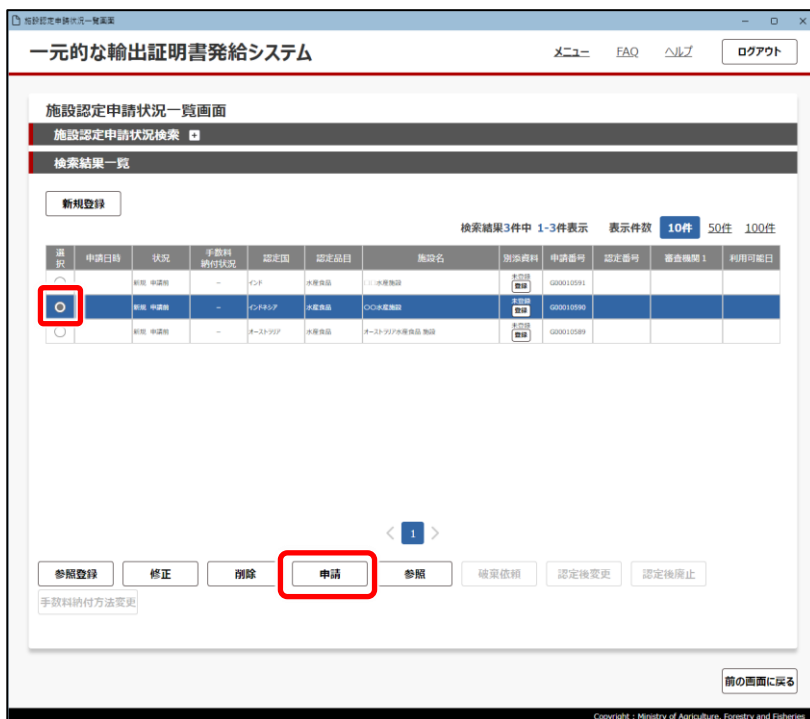


削除設定した申請情報が一覧から削除されます。

4.3.8 申請

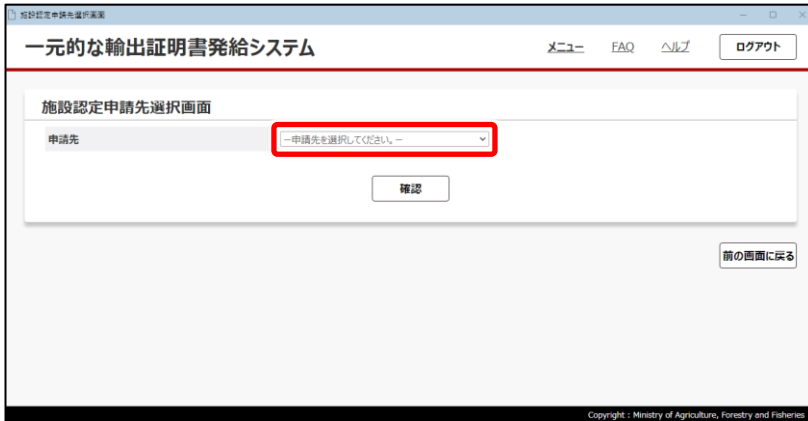
状況が申請前又は修正依頼の場合に申請します。

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 申請する申請情報を選択し、「申請」をクリックする

施設認定申請先選択画面が表示されます。



2 申請先を選択する

※左図は手数料納付対象外の申請の場合の画面例です。

メモ

- [申請先] をクリックすると、品目などに対応した審査拠点が表示されます。

手数料納付対象の場合、手順 3 に進んでください。

手数料納付対象外の場合、[確認] をクリックしてください。施設認定申請情報確認画面が表示されます。手順 5 に進んでください。

<手数料納付対象で申請先が国の場合>



3 納付方法を選択し、振込画面に表示する名称を入力※して [確認] をクリックする

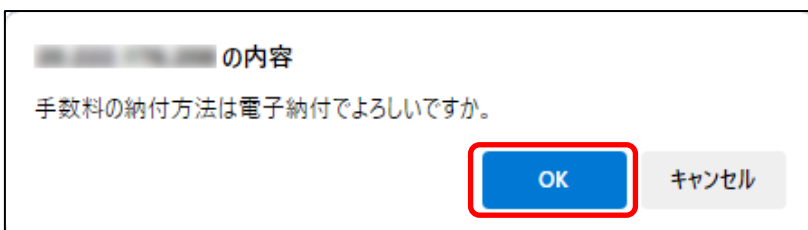
※申請先によって表示される画面や入力内容は異なります。

振込画面に表示する名称は、申請先が国で、「納付方法」で「電子納付」を選択した場合のみ入力します。

メモ

- 「電子納付」を選択した場合は、「ペイジー料金振込画面のお名前欄に表示する名称」を入力してください。入力する際には、半角カナ大文字、半角数英字大文字で入力してください。
- 申請先を変更せずに再申請を行う際は、納付方法の選択は不要です。
- 認定後変更及び廃止の場合は、手数料は不要です。
- 証明書の再交付を申請する場合は、事前に審査拠点到手数料納付が必要かを確認のうえ、申請を行ってください。手数料納付が不要な場合は納付方法選択にて「その他」を選択し申請してください。

確認メッセージが表示されます。手順 4 に進んでください。



4 [OK] をクリックする

選択した手数料納付方法によって表示されるメッセージが異なります。左図は「電子納付」を選択した場合の画面例です。

施設認定申請情報確認画面(インドネシア 水産食品)

以下の内容で申請します。

申請先 北海道農政事務所

申請者情報

事業者名 ○○株式会社
 住所 北海道札幌市XXXX町0丁目000番地000
 氏名 北海 太郎
 電話番号 0123-77-7777

施設情報

施設の名称 日本語 ○○水産施設
 英語 Maru Maru plant B
 郵便番号 123-4567
 施設の所在地 都道府県 北海道
 市町村 札幌市
 施設の所在地(市町村以降) 日本語 XXXX町0丁目000番地111
 施設の所在地 英語 0-000-111 XXXX町000

5 内容を確認し、[申請] をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

施設認定申請先確認完了画面が表示されます。

輸出商品目録情報

登録番号等

輸出商品 日本語 水産食品
 英語 susan

加工程 該当の有無 Frozen(冷凍) Chilled(冷蔵) Dried(乾燥)
 Salted(塩蔵) Smoked(燻製) Ambient(常温)
 Others(その他)

備考

備考 備考

登録ファイル

別添資料

申請 印刷

一覧に戻る 前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

6 [OK] をクリックする

申請状況一覧画面に戻ります。

施設認定申請先確認完了画面

正常に申請されました。

OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



申請した証明書の申請状況ステータスが「申請中」になります。

4.3.9 参照

入力した申請情報をダウンロードしたり、印刷したりできます。

■ 申請書ダウンロード

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



- 1 ダウンロードする情報を選択し、**「参照」**をクリックする
選択した情報の内容が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー EAO ヘルプ ログアウト

施設認定申請参照画面(インドネシア 水産食品)

参照元申請番号 G00010590

申請者情報

事業者名 ○○株式会社
 住所 北海道札幌市XXX町0丁目000番地000
 氏名 北海 太郎
 電話番号 0123-77-7777

施設情報

施設の名称 日本語 ○○水産施設 B
 英語 Maru Maru plant B
 郵便番号 123-4567
 施設の所在地 都道府県 北海道
 市町村 札幌市
 施設の所在地(市町村以降) 日本語 XXXX町0丁目000番地111
 英語 0-000-111 XXXcho Sapporo-shi, Hokkaido Japan
 法人番号 T000000000011
 施設の種類 加工施設

食品衛生法に基づく営業許可を有し、又は営業輸出を行っている施設 該当の有無
 登録番号等
 条例等による営業許可を有し、又は営業に係る輸出等を行っている施設 該当の有無
 登録番号等
 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視員等の書類で確認可能な施設 該当の有無
 登録番号等
 英国、欧州連合、スイス及びブルルギー向け輸出水産食品に係る認定施設 該当の有無
 登録番号等

輸出品目情報

輸出品目 日本語 水産食品
 英語 susan
 加工程 該当の有無 Frozen(冷凍) Chilled(冷蔵) Dried(乾燥)
 Salted(塩蔵) Smoked(燻製) Ambient(常温)
 Others(その他)
 日本語
 英語

備考

備考 備考

登録ファイル

別添資料 [別添資料.pdf](#)

申請書ダウンロード 印刷

前の画面に戻る
 上に戻る

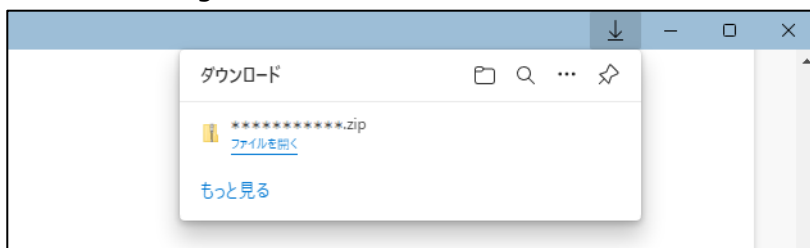
Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 画面下部の「申請書ダウンロード」をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
 「印刷」をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

<Microsoft Edgeの場合の例>



ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザーにダウンロード結果が表示されます。

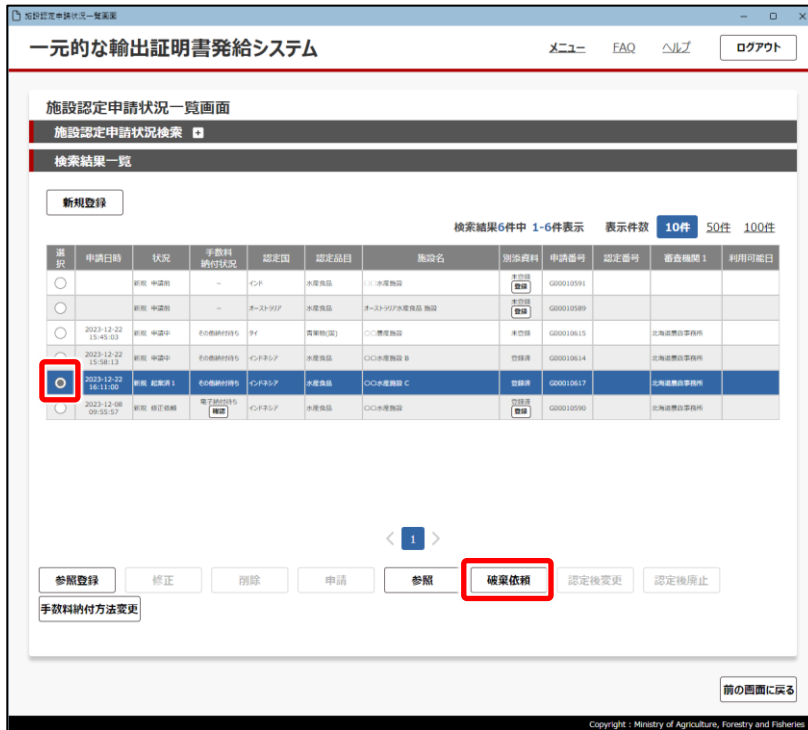
4.3.10 破棄依頼

不要になった起案済、承認依頼、承認済情報の破棄を依頼します。

参照▶申請前情報の削除 → 「4.3.7 削除」

参照▶認定済情報の削除 → 「4.3.12 認定後廃止」

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 破棄依頼する情報を選択し、「破棄依頼」をクリックする

施設認定破棄依頼画面が表示されます。



2 破棄理由を入力し、「確認」をクリックする

施設認定破棄依頼確認画面が表示されます。



3 確認し、[実行] をクリックする
施設認定破棄依頼完了画面が表示されます。



4 [OK] をクリックする
破棄依頼が完了しました。



申請状況一覧画面に戻ります。
破棄依頼した施設の状況ステータスが、「破棄依頼」に変更されます。
破棄が承認されると、状況ステータスが「破棄」に変更されます。